

初診時の選定療養費に関するQ&A

初診時の選定療養費 医科 5,500円(税込) 歯科 3,300円(税込)

※診察券をお持ちでも初診となる場合があります(Q2をご参照ください)。

Q1. 初診時の選定療養費とはどのようなものですか？

A1. 初診時の選定療養費とは、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から他の保険医療機関等からの紹介によらず当院に直接来院した患者について、初診に係る費用として、厚生労働大臣の定める規則等に基づき、ご負担をいただいているものです。

日常的な健康管理や健康相談を地域の医療機関に依頼し、地域での役割分担と業務連携を強化することで、当院の医療資源を重症患者の治療や緊急性の高い患者の治療に注力することができ、また、診察や検査の待ち時間を短縮する効果も期待することができます。

地域の医療機関との役割分担、業務連携にご理解・ご協力をお願いいたします。

Q2. 1年前に受診したことがあるのですが、初診になりますか？

A2. 初めて受診する場合の他、下記の場合も初診の扱いとなります。

- (1) 既に終診となっている患者で、新たに発生した他の疾病で診察を行った場合
- (2) 患者が任意に診療を中止し、3月以上経過した場合

Q3. 初診時の選定療養費には健康保険は使えますか？

A3. 初診時の選定療養費は保険適応外となるため、自費でのご負担となります。

Q4. 選定療養費が高すぎるように思えるのですが...

A4. 改定後の金額は厚生労働省が定める下限額に消費税を乗じた金額としています。しかし、紹介状をお持ちいただければご負担はありませんので、まずは地域の医療機関をご受診いただき、必要な場合には紹介状を持参の上、ご受診いただくようお願いいたします。

Q5. 選定療養費はどんな場合にも払わなければならないのですか？

A5. 紹介状を持参された場合の他、下記の場合については支払う必要はございません。

- (1) 緊急の場合（当院が緊急の受診が必要と判断した場合）
- (2) 国の公費負担医療制度の受給対象者である場合
(例) 生活保護法、感染症法等の受給対象者
- (3) 地方単独の公費負担医療制度の受給対象者である場合
※特定の障がいや特定疾病等の医療証をお持ちの方に限ります。
(乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度等はこれに該当しません)
- (4) HIV感染者である場合
- (5) その他、当院を受診することについて正当な理由があると当院が認めた場合